

February 2025



ISO 31512 : 2024 認証ガイドライン

【日本語 / Japanese】

ClassNK

はじめに

着実な経済成長を続ける東南アジア諸国連合（Association of Southeast Asian Nations: ASEAN）加盟国では、所得の向上に伴い、食生活の多様化、食の安心・安全に対する意識が高まりつつあり、流通段階における温度管理を伴うコールドチェーンの需要が高まっている。こうした需要に対応するため、日本からも多くの食品製造事業者及び物流事業者が現地に進出し、ASEAN 諸国の食生活及びコールドチェーンを支えている。

一方、国際連合食糧農業機関によると、南アジア及び ASEAN 諸国では、発生した食料紛失・廃棄（Food Loss & Waste）の約 9 割が製造から流通の段階で発生している。こうした状況を受け、国際連合が定めた「持続可能な開発目標（SDGs）」では、小売り・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品の損失を減少させることを目標に掲げられている。しかしながら、質の高いコールドチェーン物流を提供できる現地の物流事業者が少ないのが現状である。

こうした中、日本の国土交通省は、アジア諸国との物流関係省庁、標準化機関等と連携を行い 2020 年 6 月 30 日には、日本式の企業間コールドチェーン物流サービスに関する民間規格である JSA-S1004 が一般財団法人日本規格協会から発行された。その後、日本が議長国であるコールドチェーン物流に係る技術委員会である TC315 が設置され、2021 年 9 月より JSA-S1004 を原型とした国際規格の作成が始まり、2024 年 12 月 6 日に企業間（BtoB）取引におけるコールドチェーン物流サービスに関する国際規格である ISO31512 が発行された。本規格は、企業間（BtoB）取引のコールドチェーン物流サービスにおいて運送事業者及び倉庫事業者が適切な温度管理を実現するための要求事項を定めている。

このような状況を受けて、今後、ISO 31512 に基づき、提供するコールドチェーン物流サービスの品質を高めることにより、新規顧客の獲得や新たなビジネスの展開を志向する物流事業者の増加が予想されることから、本会は、中立的第三者機関として、ISO 31512 の要求事項に適合したコールドチェーン物流サービスを提供する物流事業者を認証するための制度や手続きなどを取りまとめ、認証ガイドラインとして公表することとした。

本認証ガイドラインが、ASEAN 諸国及びその他の国における物流事業者、食品製造業者及び流通事業者によるコールドチェーン物流の品質の向上につな（繋）がる一助となれば幸甚である。

改訂記録

版	改訂日付	改訂箇所	改訂内容
0	2025.02.	-	新規作成

ISO 31512：2024 認証ガイドライン

目次

1 章 総則	5
1.1 目的	5
1.2 適用	5
1.3 用語	5
2 章 審査手順フローチャート	6
3 章 審査申込み	7
3.1 審査申込み及び受理.....	7
3.2 見積り	7
3.3 審査チームの編成及び事前調査	7
4 章 文書審査及び実地審査	8
4.1 文書審査	8
4.2 実地審査	8
4.3 不適合に対する処置.....	9
5 章 認証の決定及び登録	9
5.1 審査結果のレビュー及び認証の決定	9
5.2 登録証書の発行、保管、再発行、書換え又は返還.....	9
5.3 登録情報の公開.....	10
5.4 登録マークの使用基準及び認証の引用	10
6 章 登録を維持するための審査	10
6.1 一般	10
6.2 中間審査	11
6.3 更新審査	11
6.4 臨時審査	12
7 章 登録の削除、一時停止並びに範囲の拡大及び縮小	13
7.1 登録の削除.....	13
7.2 登録効力の一時停止.....	13
7.3 登録範囲の拡大.....	13

7.4 登録範囲の縮小.....	14
8 章 申請組織に求められる要件.....	14
9 章 雑則.....	14
9.1 言語.....	14
9.2 情報の提供.....	15
9.3 機密の保持.....	15
9.4 所有権の維持.....	15
9.5 不服の申立て.....	15
9.6 業務提供の条件等.....	15
9.7 付録リスト.....	15

ISO 31512：2024 認証ガイドライン

1 章 総則

1.1 目的

本認証ガイドラインは、提供するコールドチェーン物流サービスが、ISO 31512 の要求事項に適合していることについての認証を希望する組織（物流事業者等）からの審査の申込みに対する受付、審査及び登録までの手順について記載し、認証した組織に対して、ISO 31512：2024 登録証書（標準様式）（付録 4）（以下「登録証書」という。）を発行することを目的とする。

1.2 適用

- (1) 本認証ガイドラインは、日本海事協会（以下「本会」という。）に対して、ISO 31512 の要求事項に基づく審査の申込みがあった対象事業者（物流事業者等）（以下「申請組織」という。）に適用する。
- (2) ISO 31512 の適用範囲については、ISO 31512 を参照のこと。

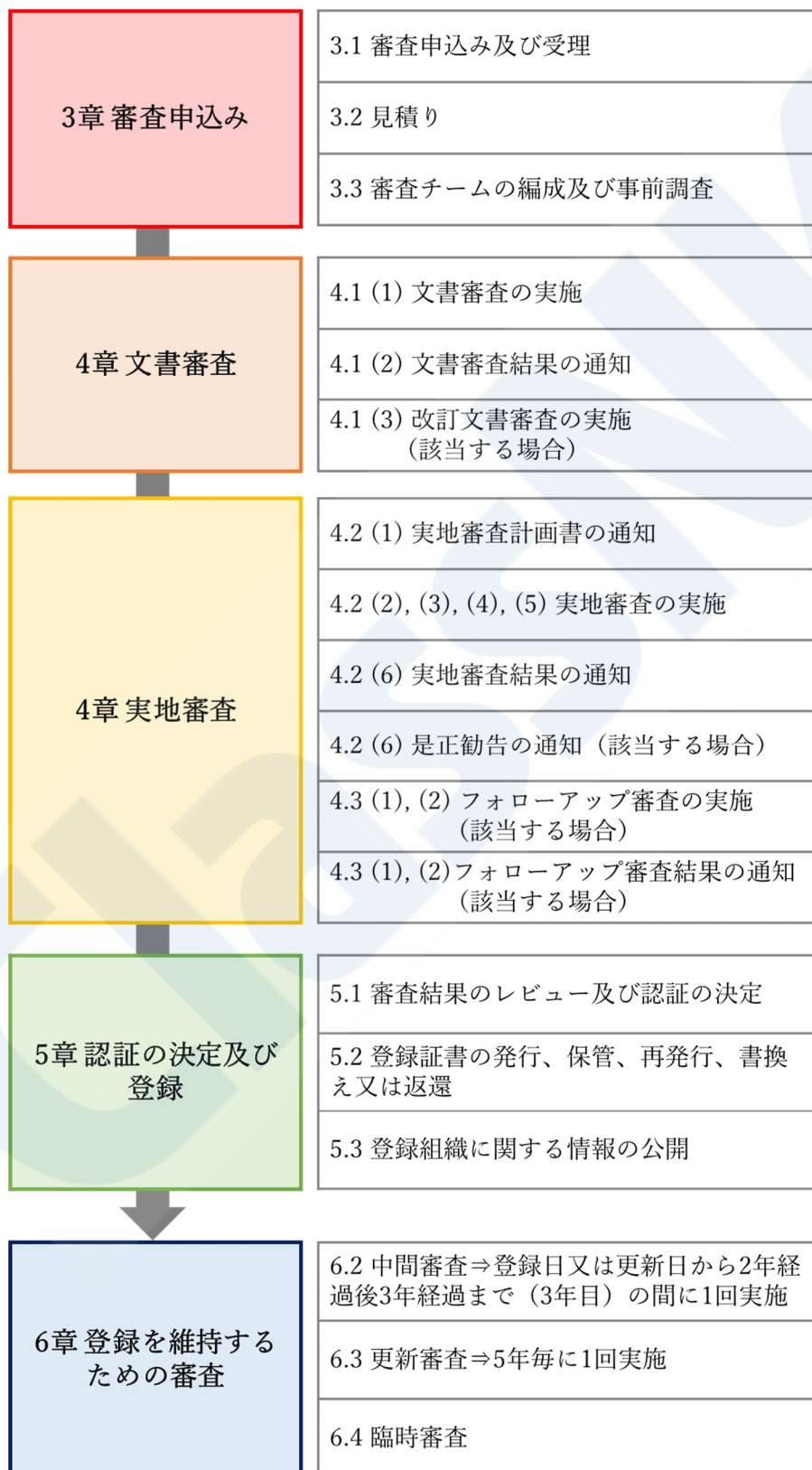
1.3 用語

本認証ガイドラインで使用される用語は、以下の用語を含め、ISO 31512 で定義される用語と同様の意味を有するものとする。

- (1) 「コールドチェーン物流サービス」とは、農場、漁場、倉庫、小売店・飲食店等、全ての事業者間取引（B to B）において、切れ目なく温度管理した状態で食品等の保管、輸送及び流通を行う一連のプロセスの総称、又は体系をいう。
- (2) 「作業マニュアル」とは、コールドチェーン物流サービスのために、物流事業者等が実施する作業等を記載した一連の手順書又は指示書等（関連する約款、規則書、倉庫業務マニュアル、輸送業務マニュアル、研修テキストを含む）をいう。

2 章 審査手順フローチャート

ISO 31512 の要求事項に基づくコールドチェーン物流サービスを審査し、当該サービスを当該要求事項に適合するサービスとして登録するための手順は、以下の通りである。



3 章 審査申込み

3.1 審査申込み及び受理

- (1) 申請組織は、ISO 31512：2024 審査申込書（付録 1）（以下「申込書」という。）に必要事項を記入の上、本会の交通物流部に書面又は電子データにて提出する。記載方法については、ISO 31512：2024 審査申込書 記載要領（付録 2）を参照のこと。
- (2) 申込書には、次の文書を添付すること。（申込書と同時に提出することが困難な場合、後送でも差し支えない。）

添付書類	
1	① 会社及び業務の概要が確認できる申請組織の会社案内、組織図又はパンフレット等 ② コールドチェーン物流サービスを提供するために必要な施設及び設備等に関する仕様を確認できる書類（低温倉庫におけるドックシェルター、防熱ドア、冷媒装置、エアーカーテン、低温倉庫又は低温車両における温度管理システム、若しくは、低温車両における冷蔵・冷凍設備等）
2	本認証ガイドラインの「8章 申請組織に求められる要件」に該当する作業マニュアル及び品質マネジメントシステムについて規定した文書（関連する約款、規則書、倉庫業務マニュアル、輸送業務マニュアル、研修テキスト及びISO 9001等マネジメントシステム規格の登録証書の写し等）

- (3) 本会は、提出された申込書及び添付書類の内容を確認し、受理の手続きを行う。なお、申請組織が提供するコールドチェーン物流サービスが本会の認証範囲外の場合（提供するコールドチェーン物流サービスの対象貨物に食品を含まない又は対象が事業者と消費者間の取引（B to C）である等）又は認証業務を提供するに当たり公平性を確保しがたい場合等、申込みを受理できない場合がある。
- (4) 申込書の受理が決定した場合、本会は、事前に審査工程について申請組織の合意を得る。

3.2 見積り

本認証に係る費用の見積りを希望する組織は、審査の申込みの前後を問わず、ISO 31512：2024 審査見積依頼書（付録3）に必要事項を記入の上、本会の交通物流部に書面又は電子データにて提出する。

3.3 審査チームの編成及び事前調査

3.3.1 審査チームの編成

本会は、審査を実施するにあたり、複数の審査員により審査を実施することが適当と判断する場合、ISO審査員資格を保有している審査員又は同等の力量を有すると認められる者をチームリー

ダーとして配置し、また、物流分野において専門性を有する者をチームメンバーとして配置し、当該要求事項への適合性及び有効性についての審査が実施可能なチームを編成する。

3.3.2 事前調査（必要な場合）

本会は、文書審査の実施に先立ち、申請組織の事業活動又は業務内容等についての更なる情報を必要とする場合、電話又はメールによる問合せ若しくは書類の追加提出により情報を収集する。なお、現地での確認を要する情報がある場合には、申請組織の同意を得た上で、当該組織の所在地等において事前調査を実施することがある。

4 章 文書審査及び実地審査

審査は、文書審査及び実地審査により実施する。

4.1 文書審査

- (1) 文書審査は、申請組織がISO 31512の要求事項に適合したコールドチェーン物流サービスを提供していることを作業マニュアルにより確認する。
- (2) 文書審査の結果は、申請組織に書面又はメールにて通知する。
- (3) 作業マニュアルにISO 31512の要求事項に適合しない箇所があった場合、チームリーダー又は審査員（以下「チームリーダー」という。）は、(2)の通知の際、適合していることが確認できる書類の提出を併せて、書面又はメールにて依頼する。

4.2 実地審査

- (1) 本会は、申請組織との事前打合わせに基づき、実地審査の日程を含む審査計画を書面又はメールにて通知する。
- (2) 実地審査は、主に以下の目的のために実施する。

申請組織のコールドチェーン物流サービスが、ISO 31512の要求事項に適合した作業マニュアルに従って実施されているかどうかについて評価する。
また、初回審査及び更新審査においては、当該サービスの有効性を含めて評価する。

- (3) 実地審査は、原則として、次の手順により実施する。

1	初回会議：審査チーム又は審査員（以下「審査チーム」という。）の紹介、審査の目的及び範囲等の確認並びに実地審査の日程確認等。
2	・ 現場確認において、作業マニュアルに従って作業が適切に実施されていることの確認。 ・ インタビューによる作業手順の確認並びに文書及び記録等の確認。 ・ 設備（温度管理装置、車両又は作業エリア等のハードウェア）の確認。
3	審査チームの打合せ：審査チームによる審査結果の確認、評価及び結論のまとめ。

4	最終会議：審査所見記録の報告（もしあれば是正要求事項を含む）及びその後の手順の説明等。
---	---

- (4) 本会は、申請組織が複数の事業所を保有している場合、保有する事業所の数、機能及び規模を考慮して、全ての事業所に対して実地審査を実施しない場合がある。
- (5) 審査チームは、ISO 31512の要求事項に適合しない事項又はコールドチェーン物流サービスの能力に疑いを生じさせる状況が確認された場合、最終会議前に申請組織へ報告し、組織の確認を得る。なお、是正勧告書の内容について、審査チームと申請組織の間で意見の食い違いが生じた場合は、協議し可能な限り解決し、解決に至らなかった場合には、最終会議で再度報告するとともに、審査報告書に双方の意見が記録されることを伝える。
- (6) 実地審査の結果は、審査終了後、14日以内を目安として審査報告書を作成し、書面又はメールにて送付する。是正処置が必要な場合は、審査報告書とともに是正勧告書を送付する。

4.3 不適合に対する処置

本会は、是正勧告事項について、申請組織の是正処置等が行われた後、次のいずれかの方法により確認を行う。

- (1) 実地においては是正処置の検証を要する場合、フォローアップ審査により検証する。フォローアップ審査の結果は、審査終了後、14日以内を目安として報告書を作成し、書面又はメールにて通知する。
- (2) 申請組織が作成した是正処置計画の確認を行い、実地における是正処置の検証が不要と判断された場合、是正処置の実施に関する証憑書類又は次回の審査により、実施された是正処置の適合性及び有効性を確認する。

5 章 認証の決定及び登録

5.1 審査結果のレビュー及び認証の決定

本会は、審査の結果、不適合が発見されず（又は適切に処置され）、申請組織のコールドチェーン物流サービスがISO 31512の要求事項に適合していると判断された場合、認証を決定する。

5.2 登録証書の発行、保管、再発行、書換え又は返還

- (1) 認証が決定された場合、本会は、申請組織のコールドチェーン物流サービスを、本会が認証したコールドチェーン物流サービスとして登録される「ISO 31512：2024認証 登録簿」（以下「登録簿」という。）に登録するとともに、登録証書を発行する。
- (2) 登録証書には、組織名、登録番号、所在地、適用規格、適用範囲、有効期限、登録日及び事業所名等を記載する。
- (3) 登録証書の有効期限は、原則として、登録日から「5年間」とする。

(4) 提供するコールドチェーン物流サービスが登録簿に登録された組織（以下「登録組織」という。）は、次の事項を順守する。

- ① 登録証書を適切に保管し、本会からの要求があった場合には、これを提示すること。
- ② 登録証書を紛失又は汚損したときには、速やかに本会に再発行の申込みを行うこと。
- ③ 登録証書の記載事項に変更が生じたときには、速やかに本会に書換えについて申込みを行うこと。（第7章 7.3 登録範囲の拡大、7.4 登録範囲の縮小又は組織名・事業者名・所在地の変更が該当。）
- ④ 登録証書の再発行（紛失した場合を除く。）又は登録証書の書換えを受けたときには、旧登録証書を速やかに本会に返還すること。
- ⑤ 登録証書が失効となったときには、当該登録証書を速やかに本会に返還すること。（第7章 7.1 登録の消除が該当。）
- ⑥ 紛失により登録証書の再発行を受け、その後、紛失した登録証書を発見したときには、旧登録証書を速やかに本会に返還すること。

5.3 登録情報の公開

登録組織に関する情報は、本会のウェブサイトに掲載する登録簿において公開する。

5.4 登録マークの使用基準及び認証の引用

登録組織は、別に定める「一般財団法人 日本海事協会認証登録マークの使用基準及び認証の引用」（以下「登録マークの使用基準」という。）に従い、印刷物（会社案内、パンフレット、レターヘッド又は名刺等）及びウェブサイト等に本会の「登録マーク」の使用若しくは認証の地位の引用又は表明をすることができる。なお、登録マークの使用基準に反する使用が確認された場合、本会は、是正処置を要求し、是正がなされない場合、登録の消除等の手段をとる。

≪ ISO 31512 : 2024 登録マーク ≫



ISO 31512:2024

Cold chain logistics services in the business to business (B to B) sector - Requirements and guidelines for storage and transport

ClassNK

6 章 登録を維持するための審査

6.1 一般

- (1) 本会は、初回審査以降、登録組織が提供するコールドチェーン物流サービスがISO 31512の要求事項に継続して適合していることを確認するために、中間審査を実施する。また、登録組織の要望により、登録証書の有効期限満了後も登録を維持するために、更新審査を実施する。

- (2) 登録組織は、審査に先立って、申込書に必要事項を記入の上、添付書類とともに本会の交通物流部に書面又は電子データにて提出する。
- (3) 中間審査は、登録証書の有効期限内（登録日又は更新日から3年目（2年経過後、3年経過前まで））に1回実施する。
- (4) 更新審査は、登録証書の有効期限までに実施し、登録を更新する。
- (5) 登録の更新後、本会は、(1)、(3)及び(4)に従い、中間審査及び更新審査を実施する。

6.2 中間審査

- (1) 中間審査は、原則として、登録証書の有効期限内（登録日又は更新日から3年目（2年経過後、3年経過前まで））に1回実地審査を行う。（なお、作業マニュアルの改訂に伴い、ISO 31512の要求事項に関わる手順が変更された場合、実地審査に先立ち、文書審査を実施する。）
- (2) 中間審査では、次の事項を含む実地審査を行う。

1	ISO 31512の要求事項に基づくコールドチェーン物流サービスの管理状況の確認。
2	コールドチェーン物流サービスの品質が維持されていることを証する文書及び記録等の確認。
3	前回の審査で特定された不適合に対する是正処置及び改善提言に対する対応についてのレビュー。

- (3) 登録組織は、中間審査を受けようとする場合は、申込書に必要事項を記入の上、本会の交通物流部に書面又は電子データにて提出する。

6.3 更新審査

- (1) 更新審査は、ISO 31512の要求事項への適合性及び有効性を評価するために、5年毎に行う審査である。更新審査は登録証書の有効期限の6ヶ月前から1ヶ月前までに実施する必要がある。
- (2) 更新審査では、次の事項を含む文書審査及び実地審査により行う。

1	ISO 31512の要求事項に基づくコールドチェーン物流サービスの管理状況の確認。
2	コールドチェーン物流サービスの品質が維持されていることを証する文書及び記録等の確認。
3	前回の審査で特定された不適合に対する是正処置及び改善提言に対する対応についてのレビュー。

- (3) 更新審査においては、中間審査結果のレビューを含む過去5年間のコールドチェーン物流サービスの運用状況を考慮する。

- (4) 更新審査が登録の有効期限前に完了した場合、本会は、現有の登録証書の有効期限に基づき、新しい登録証書を発行する。
- (5) 更新審査において不適合が特定された場合、登録証書の有効期限までに登録組織による是正処置の実施及びチームリーダーによる是正処置の検証を実施する必要がある。
- (6) 更新審査が登録の有効期限前に完了しなかった場合、登録組織の希望により、登録を一時停止することができ、その後、未完了だった更新審査が6か月以内に完了した場合、一時停止を解除するとともに、登録を更新し、新しい登録証書を発行する。
- (7) 登録組織は、更新審査を受けようとする場合は、申込書に必要事項を記入の上、本会の交通物流部に書面又は電子データにて提出する。

6.4 臨時審査

- (1) 次のいずれかに該当する場合に、登録組織からの申請に基づき、臨時審査を実施する。ただし、以下の3に該当する場合は、予告なしに臨時審査を実施する可能性がある。

1	登録組織のコールドチェーン物流サービスの作業手順に変更が生じ、ISO 31512の要求事項に対する適合性に影響を及ぼす場合。
2	登録範囲に変更があったとき。 (例1) 提供するコールドチェーン物流サービスを拡大又は縮小する場合。 (例2) 新たな低温倉庫又は低温輸送事業所を開設する場合。
3	登録組織が提供するコールドチェーン物流サービスに関わる重大な内部告発情報等を受け取ったとき。
4	登録組織が提供するコールドチェーン物流サービスに関わる苦情を外部より公式に文書で受け取ったとき。
5	登録を一時停止されている登録組織が、一時停止の解除を希望する場合。
6	適用規格の要求事項に変更があった場合。
7	認証ガイドラインに臨時審査の実施を要するような変更があった場合。

- (2) 登録組織は、上記に該当すると思われる場合、速やかに本会に通知する。
- (3) (2)の結果、本会が臨時審査を要すると判断した場合、登録組織は所定の申込書に必要事項を記入の上、添付書類とともに本会の交通物流部に書面又は電子データにて提出する。
- (4) 臨時審査では、変更等に伴い、登録組織が提供するコールドチェーン物流サービスが継続して、ISO 31512の要求事項を満たしていることについて文書審査及び実地審査により確認し、その結果を登録組織に通知する。

7 章 登録の消除、一時停止並びに範囲の拡大及び縮小

本会は、登録を受けたコールドチェーン物流サービスが、特定の事項に該当すると認められた場合、登録の消除、一時停止若しくは登録範囲の拡大又は縮小を行い、その旨を通知する。

7.1 登録の消除

登録組織が次のいずれかに該当する場合、本会は、登録を消除し、当該登録組織にその旨を通知する。

1	登録消除の申し出があったとき。
2	定められた中間審査又は更新審査を受けないとき。
3	審査で不適合があり、登録消除が適当と認められたとき。
4	審査で故意の虚偽説明があったとき。
5	重大な法令違反があったとき。
6	対象となる事業活動が1年以上の期間停止されたとき。
7	審査の手数料が支払われないとき。
8	ISO 31512 で要求事項に変更があり、登録組織が変更された要求事項に適合しようとしていないとき、又は適合できないとき。

7.2 登録効力の一時停止

登録組織が次のいずれかに該当する場合、本会は、登録証書の効力を一時停止し、当該登録組織にその旨を通知する。

1	上記 7.1 の各項に該当する場合において、本会が登録の消除の猶予を認めたとき。
2	一時停止の申し出があったとき。

7.3 登録範囲の拡大

本会は、登録組織からの申し出に基づき、登録範囲の拡大の可否の決定に必要な臨時審査を行い、適合していると認めた場合、登録証書を発行する。

7.4 登録範囲の縮小

登録を受けたコールドチェーン物流サービスが次に該当する場合、本会は、登録範囲を縮小し、登録組織にその旨を通知する。

1	中間審査及び更新審査で、一部の登録範囲に関する要求事項について不適合があり、本会が登録範囲の縮小が適当であると認めたとき。
2	登録組織より登録範囲の縮小の申し出があったとき。

8 章 申請組織に求められる要件

- (1) 本会から登録証書の発行を受けようとする申請組織は、ISO 31512に規定する全ての要求事項に適合するコールドチェーン物流サービスを提供していること。
- (2) 申請組織によるコールドチェーン物流サービスのISO 31512の要求事項への継続的な適合性及び有効性を評価するため、当該組織において、PDCAサイクルを用いた具体的な手順が確立され、運用されていること。なお、PDCAサイクルについては、ISO 9001等を参照のこと。本要件が満たされていることについては、次のとおり評価する。
 - ① 申請組織より提出された有効なISO 9001等マネジメントシステム規格の登録証書の写し等を確認できた場合は、PDCAサイクルの枠組みにISO 31512の要求事項を実現するための手順が組み込まれていることを、「ISO 31512認証ガイドライン」に基づき、確認することにより評価する。なお、ISO 9001の認証は、ISO/IEC 17021-1の要求事項に適合していることが認定された認証機関による認証を対象とする。
 - ② 申請組織がISO 9001等のマネジメントシステム規格の認証を取得していない場合、①の評価に加え、PDCAサイクルの仕組みが構築されていることを、品質マネジメントシステムについて規定した文書（品質マニュアル及び手順書のリスト等）及び次の項目の実施状況により評価する。

1	ISO 31512の要求事項を満たすための手順
2	文書管理手順
3	記録管理手順
4	マネジメントレビュー
5	内部監査
6	是正処置

9 章 雑則

9.1 言語

本会とのコミュニケーション及び提出する作業マニュアルにおける言語は、日本語又は英語とする。それら以外の言語は、本会が認める場合を除いてこれを受け付けない。

9.2 情報の提供

- (1) 申請組織又は登録組織は、本会が登録又はその維持に関し必要と認める十分かつ正確な情報を提供すること。
- (2) 本会は、認証に関する要求事項を申請組織又は登録組織に提供し、その変更について通知する。

9.3 機密の保持

本会は、認証活動の実施の過程で得られた又は生成された情報は、以下の情報を除き、全てを機密情報とみなし、申請組織又は登録組織の書面による同意なしに第三者に開示しない。

- (1) 本認証ガイドラインに基づき公開する情報
 - (2) 申請組織又は登録組織によって、既に公開されている情報
- ただし、機密情報を外部に提供することを法律で要求された場合は、法律で禁止されない限り、当該情報の提供について申請組織又は登録組織に通知する。

9.4 所有権の維持

審査の実施により発行される報告書の所有権は、本会が維持する。

9.5 不服の申立て

本認証ガイドラインに基づき実施された業務の結果に関して不服があるときは、申請組織は、本会に対し、本会が業務の完了時に発行する文書の発行日翌日から起算して 30 日以内に文書をもって調査を要求することができる。

9.6 業務提供の条件等

本認証ガイドラインに記載のない業務提供の条件、その他については、別に定める「技術サービス規則」に従う。

9.7 付録リスト

- 付録1：ISO 31512：2024 審査申込書
- 付録2：ISO 31512：2024 審査申込書 記載要領
- 付録3：ISO 31512：2024 審査見積依頼書
- 付録4：ISO 31512：2024 登録証書（標準様式）

以上

付録1：ISO 31512：2024 審査申込書

ISO 31512 : 2024
審査申込書

一般財団法人 日本海事協会 御中

年 月 日

組 織 名

社印または職印

住所 ㊦

貴協会の「技術サービス規則」及び「ISO 31512：2024 認証ガイドライン」を了承の上、審査を申し込みます。

審査の種類	☐ 初回審査 ☐ 中間審査 ☐ 更新審査 ☐ 臨時審査（事由：				
適用規格	ISO 31512：2024				
審査対象 組織	登録番号				(注：初回審査の場合、記入不要)
	組織名				
	住所	〒			
	組織代表者	氏名		役職	
	審査対応責任者	氏名		所属部署・役職	
	窓口担当者	氏名		所属部署・役職	
		Tel.		E-mail	
(注) 審査範囲に含まれる事業所の詳細については、添付 1 へご記入ください。					
適用範囲/ 事業活動	☐ 低温保管 ☐ 低温輸送 ☐ 食品等加工・製造 ☐ 食品等卸 ☐ その他（				
(注) 前回審査時と変更ない場合は「変更なし」と記入					
実地審査の 希望時期					

コンサルタント 契約の有無	☐ あり コンサルタント名： (注) 審査の公平性を確保するために必要な情報としてご記入いただくものです。
添付資料	☐ 会社及び業務の概要が確認できる組織の会社案内、組織図又はパンフレット等 ☐ ISO31512 : 2024 の要求事項に適合するために必要な施設及び設備等に関する仕様を確認できる書類 ☐ ISO 31512 : 2024 の要求事項に適合する作業マニュアル ☐ 品質マネジメントシステム文書（品質マニュアル及び手順書のリスト等） ☐ ISO 9001 等マネジメントシステム規格の登録証書の写し（ISO 9001 等の認証を取得している場合） (注 ¹) 申込書と同時に提出いただくのが難しい場合には、後送でも差し支えありません。 (注 ²) 本規格の要求事項に適合する作業マニュアルについては、文書審査を実施するために必要な情報となります。
備 考	

本申込書に基づく審査の手数料等は、下記宛に請求願います。

☐上記窓口担当者宛 ☐下記請求先宛

請求先名称	
住所	〒
Tel.	
E-mail	

申込書の最新版は、下記弊会の専用ホームページに掲載しておりますので、ご利用ください。

<https://www.classnk.or.jp/hp/ja/authentication/coldchain/index.html>

添 付 1

この添付用紙は、申込書と共にご提出ください。

組織名称 _____

審査範囲に含まれる事業所 （事業所が 1 ヶ所の場合を含め、全事業所をご記入ください。）

各事業所の詳細な情報			
No.	事業所名	住所	適用範囲/事業活動
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

付録 2：ISO 31512：2024 審査申込書 記載要領

ISO 31512：2024 審査申込書 記載要領

1. 申込書の記載について

1) 審査の種類

該当箇所の□内に☒をご記入ください。臨時審査の場合には（ ）内にその事由もご記入ください。

スペースが不足する場合は、備考欄にご記入いただくか、必要事項を記載した別紙を添付くださいますようお願いいたします。

なお、次に該当する場合は、原則として臨時審査の対象となります。

1	登録組織のコールドチェーン物流サービスの作業手順に変更が生じ、ISO 31512の要求事項に対する適合性に影響を及ぼす場合。
2	適用範囲に変更があったとき。 (例1) 提供するコールドチェーン物流サービスを拡大又は縮小する場合。 (例2) 新たな低温倉庫又は低温輸送事業所を開設する場合。
3	登録組織が提供するコールドチェーン物流サービスに関わる重大な内部告発情報等を受け取ったとき。
4	登録組織が提供するコールドチェーン物流サービスに関わる苦情を外部より公式に文書で受け取ったとき。
5	登録を一時停止されている登録組織が、一時停止の解除を希望する場合。
6	適用規格の要求事項に変更があった場合。
7	認証ガイドラインに臨時審査の実施を要するような変更があった場合。

2) 審査対象組織

審査対象組織の組織名、住所、組織の代表者の氏名・役職、本審査の審査対応責任者の氏名・役職及び窓口担当者の氏名・役職・連絡先をご記入ください。

審査範囲に含まれる事業所については、申込書 4 ページ目の【添付 1】欄にご記入ください。

3) 適用範囲/事業活動

審査の対象となるサービスを記入下さい。

なお、初回審査以外の審査の申込みの場合で、適用範囲又は事業活動に変更がない場合は、「変更なし」とご記入ください。

記載例：

【輸送事業者又は輸送を行う食品関係事業者の場合】 低温輸送サービス

【倉庫事業者又は保管を行う食品関係事業者の場合】 低温保管サービス

【総合物流事業者又は輸送及び保管を行う食品関係事業者の場合】 低温輸送及び低温保管サービス

4) 実地審査の希望時期

御社が希望する実地審査時期（予定で可）をご記入ください。

具体的な実施日は、文書審査の進捗状況及び御社での準備状況等を考慮し、担当の審査員がご調整させていただきます。

5) コンサルタント契約の有無

本申請をするにあたり、コンサルタントの支援を受けている場合、「あり」にチェックをし、契約しているコンサルタントの氏名又は会社名をご記入ください。（本情報は、審査の公平性を確保するために必要な情報としてご記入いただくものです。）

6) 添付資料

添付いただく資料について、該当箇所の□内に☒をご記入ください。後送の場合は、「別途提出」と備考欄へご記入ください。

添付いただく御社の作業マニュアルについては、本規格に基づく要求事項に適合していることを文書審査にて確認します。その際には、御社と弊社との間で、文書審査を円滑かつ効率的に実施できるよう、ISO 31512 : 2024 の要求事項に適合する作業マニュアルのクロスリファレンスも合わせてご提出ください。

7) 審査手数料の請求先

審査手数料の請求先について、該当□内に☒をご記入ください。

2. 申込書受理の通知

ご提出いただいた申込書に必要事項が記載され、本会にて審査の実施が可能であると判断された場合、本会より、「ISO 31512：2024 審査申込み受理通知」を送付いたします。

なお、申込書の適用範囲又は事業活動が弊会の認証範囲外である等の理由により、お申込みを受理できない場合は、「ISO 31512：2024 審査申込み不受理通知」を送付いたします。

3. その他

審査のプロセスは、「技術サービス規則」及び「ISO 31512：2024 認証ガイドライン」に定め、本会のウェブサイトで公開しております。内容にご同意いただいた上で、お申し込みくださいますようお願いいたします。

－ 以上 －

付録3 : ISO 31512 : 2024 審査見積依頼書

ISO 31512 : 2024 審査見積依頼

下記の ISO 31512 の要求事項に基づくコールドチェーン物流サービスの認証に係る費用の見積りを依頼します。

1.	フリガナ				
	組織名				
2.	住所	〒			
3.	適用範囲/事業活動				
4.	対象適用範囲に含まれる事業所数 (※)				
	(※) 詳細については、別紙へ記載をお願いいたします。				
5.	取得目標年月	年 月 頃			
6.	連絡先	部署名			
		担当者名			
		役職名			
		電話番号		E-mail	
7.	添付資料	会社及び業務の概要が確認できる会社案内、組織図又はパンフレット等を添付ください。			
8.	その他連絡事項				

以上

別 紙

事業所が1ヵ所の場合を含め、全事業所をご記入ください。

各事業所の詳細な情報			
No.	事業所名	住所	適用範囲/事業活動
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

付録4 : ISO 31512 : 2024 登録証書 (標準様式)

NIPPON KAIJI KYOKAI

ISO 31512 : 2024

登録証書



ISO 31512:2024

Cold chain logistics services in the business
to business (B to B) sector - Requirements
and guidelines for storage and transport

ClassNK

〇〇〇株式会社

登録番号 :

所在地 :

適用規格 : ISO 31512 : 2024

適用範囲 :

上記組織のコールドチェーン物流サービスは、本会の規則に基づいて登録のための審査を受け、
上記適用規格に適合したと認められた。よって、本会の登録簿に登録したことを証明する。

登録に含まれる事業所の名称及び所在地並びに各事業所の適用範囲は附属書による。

本登録証書は、20xx 年 xx 月 xx 日まで有効である。

初 回 登 録 日 20xx 年 xx 月 xx 日

一般財団法人 日本海事協会

交通物流部長 〇〇 〇〇

ISO 31512 : 2024

ClassNK

登録番号 XX-XXX (付属書)

〇〇〇株式会社

1	事業所	
	所在地	
	適用範囲	
2	事業所	
	所在地	
	適用範囲	
3	事業所	
	所在地	
	適用範囲	
4	事業所	
	所在地	
	適用範囲	
5	事業所	
	所在地	
	適用範囲	

本付属書は、20xx 年 xx 月 xx 日まで有効である。

初 回 登 録 日 20xx 年 xx 月 xx 日

本書の内容に関するご質問は、下記へお願いいたします。

〒102-8567

東京都千代田区紀尾井町 4-7

一般財団法人 日本海事協会 交通物流部

電話： 03-5226-2054（代表）

FAX： 03-5226-2037

e-mail： ltd@classnk.or.jp

